

第2回 大阪府土壌及び地下水の汚染等対策検討審議会 議事概要

1. 日 時 平成26年3月17日（月）午後14時半～16時半
2. 場 所 大阪府咲洲庁舎30階 会議室
3. 出席委員 常田賢一、平田健正、藤田正憲、益田晴恵 以上4名（五十音順）
4. 議 題
 - (1) 「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」に係る地下水汚染確認時等における発動基準の見直し等について
 - (2) 土壌汚染対策地の周辺井戸のモニタリングに関する取り扱いについて
 - (3) その他
 - 1 自然由来の指定基準超過に対する土壌汚染対策法第4条に基づく調査命令について
 - 2 大阪府域における地下水利用及び地盤沈下等の状況について
 - 3 リスクコミュニケーション推進の取り組み状況について
 - 4 権限移譲の状況について
5. 本日の審議会について
 - ・本審議規則第6条第2項にて、会議の開催には過半数の委員の出席が必要であるところ、本日の出席委員は4名であり、会議として成立している。
 - ・本審議会については、原則公開で行うこととしている。今回の審議内容については、企業のノウハウ等、情報公開条例の規定に該当する情報を取り扱う内容ではないため、公開にて審議を進める。
6. 審議結果概要
 - (1) 「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」に係る地下水汚染確認時等における発動基準の見直し等について
 - ・事務局案は周辺の状況に応じた発動基準にて調査するとのことであったが、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」を使用する事業場については業種が限定されていること、近年は事業場が汚染源であると想定された案件が少ないこと、家庭菜園等の施肥が原因で濃度が上昇することも推察されることから、周辺の状況に応じて発動基準値を変えるよりも、環境基準の10mg/Lを発動基準とするので問題ないのではないか。
 - ・資料1ページにおいて、「重金属等」について「本来自然的な物質である」との記載があるが、事業場における使用も多い物質なので、注意が必要。
 - ・資料3ページの関連で、周辺に田畑がある場合は、施肥の影響を考察するために硝酸イオンなどの陰イオンの濃度についても参考としてはどうか。

(2) 土壤汚染対策地の周辺井戸のモニタリングに関する取り扱いについて

- 土壤汚染対策地において措置が完了しており区域指定が解除されているため、当該地周辺での地下水調査については、基本的に対策地での監視にあわせて終了して問題ないのではないか。

(3) その他(報告案件)

- 1 自然由来の指定基準超過に対する土壤汚染対策法第4条に基づく調査命令について
 - 2 大阪府域における地下水利用及び地盤沈下等の状況について
 - 3 リスクコミュニケーション推進の取り組み状況について
 - 4 権限移譲の状況について
- (3) 1については、土壤汚染対策法の規定に従い調査命令の対象とするのが妥当との意見があった。